

# 過払い訴訟で11人和解

木村司法書士代理人で金融会社と

【雨竜】今年1月に利息制限法(15〜20%)を超過する過払い利息分の返還を求め、大手消費者金融や信販会社など8社を相手に、過払い金返還訴訟(計21件)を滝川・深川・旭川各簡裁と札幌地裁に提起した空知・上川管内債務者11人の和解が成立していたことがわかった。

一斉訴訟の請求総額は約1940万円(うち過払い元本1521万円)。

2件については取引履歴不開示による損害賠償請求訴訟も提起していた。

代理人を務めた木村司法書士事務所(雨竜)の

木村幸一司法書士によると、「推定計算方法による計算額の相違や債務者本人の入院で早期解決が迫られたケースもあったが、和解の基本条件である元本満額と訴訟に至つ

た収入印紙代の支払いなどこちらの意図した形で和解に至った」と振り返る。

また、木村司法書士は、「金利被害の相談は依然続いている現状がある。この手の問題に対する関心も高まっており、お知らせする機会も設けていきたい」と話している。

【木原芳寿】